

〔資料2〕

清須市第1次
行政改革大綱の見直しのポイント（案）

平成24年1月

清 須 市

1 行政改革大綱とは

清須市における行政改革の方向性を明らかにするものです。

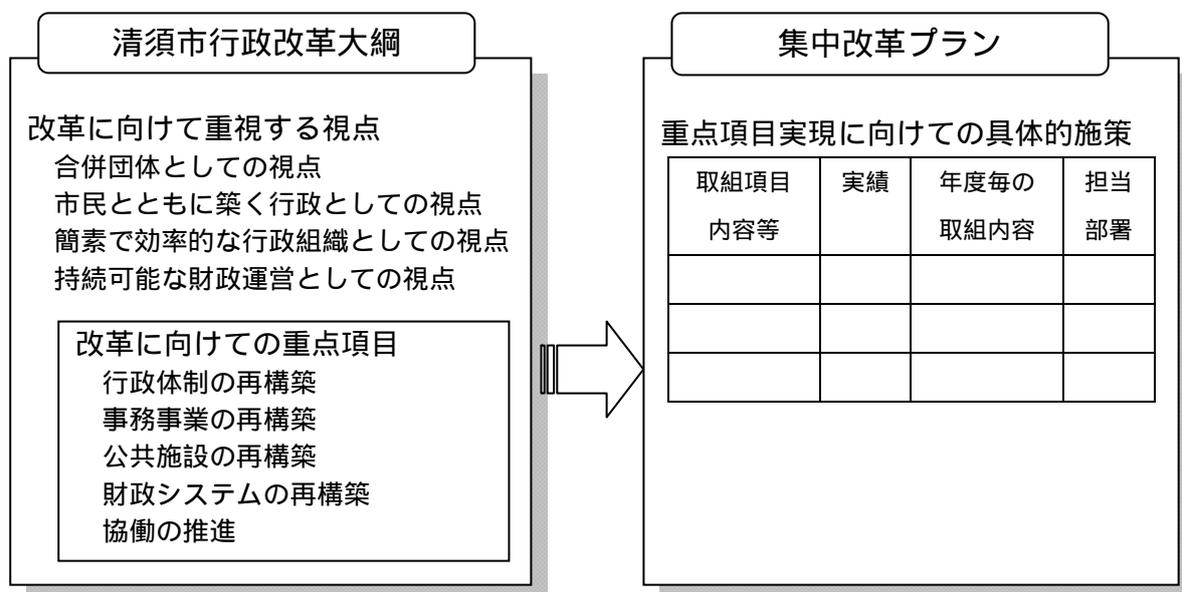
行政改革大綱に掲げた重点項目の実現を図るため、別に集中改革プランを策定し、大綱で位置づけた重点項目の体系に応じて、その実現に向けての具体的施策（取組項目）を列記しています。

〔集中改革プランとは〕

平成17年3月に国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」に基づき作成された計画のことです。

計画期間は平成17年度を起点とし、概ね平成21年度までとされていますが、合併した市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応することとされています。

【行革大綱と集中改革プランの関係】



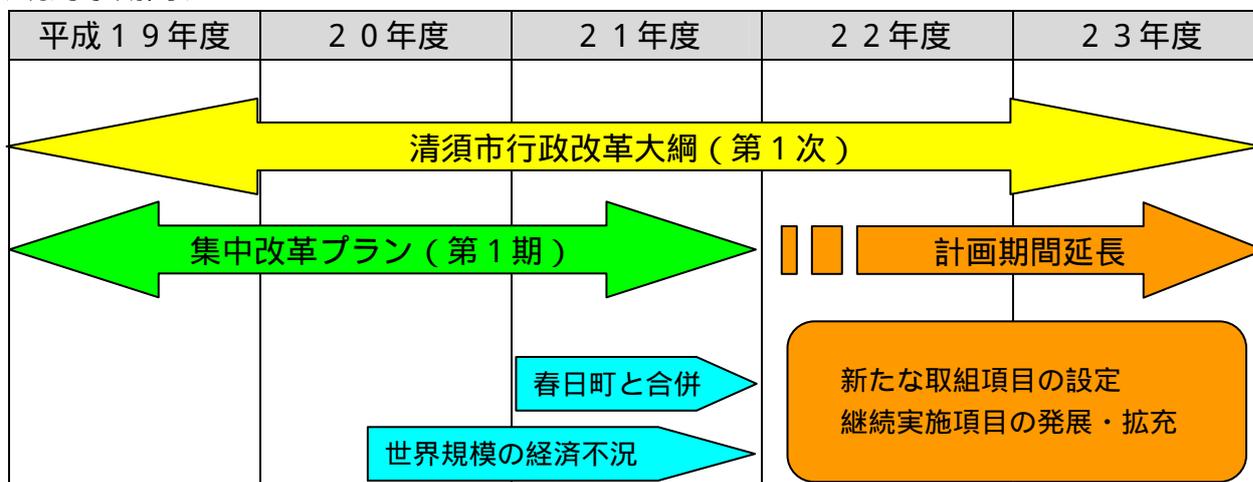
2 「清須市総合計画」との関係

行政改革大綱は、清須市における行政運営の基本的な指針である「清須市総合計画」を着実に実行するために必要な制度、施策、組織などの執行体制の改革を行うものと位置づけられます。このため、本大綱に位置づけられる重点項目については、総合計画を着実に実現するための仕組みづくりの一部となり、その趣旨は「清須市総合計画」の「行政運営の方針」に記載されています。

3 対象期間

現在の行政改革大綱の対象期間は平成19年度から23年度までの5年間であり、集中改革プランは平成19から21年度までの3年間でしたが、引き続き重点的な行政改革に取り組む必要があり、平成23年度まで対象期間を延長しました。

〔現対象期間〕

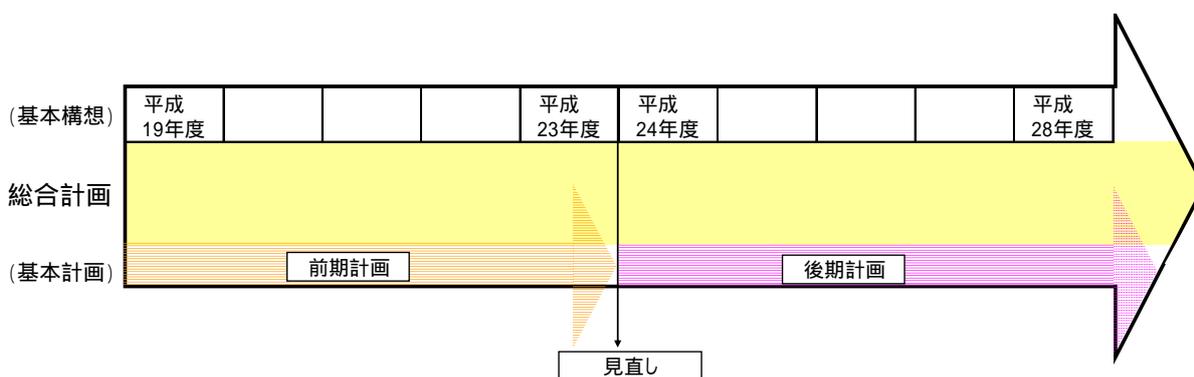


行政改革大綱は、総合計画との関連から対象期間を平成24年度から28年度までの5年間とします。集中改革プランについては、平成24年度から26年度までの3年間とし、対象期間の満了に併せて社会情勢の変化などを見極めて計画延長すべきか、新たな集中改革プランを策定するのかを判断します。

〔新対象期間〕



【参考】総合計画の計画期間



4 本市を取巻く状況変化

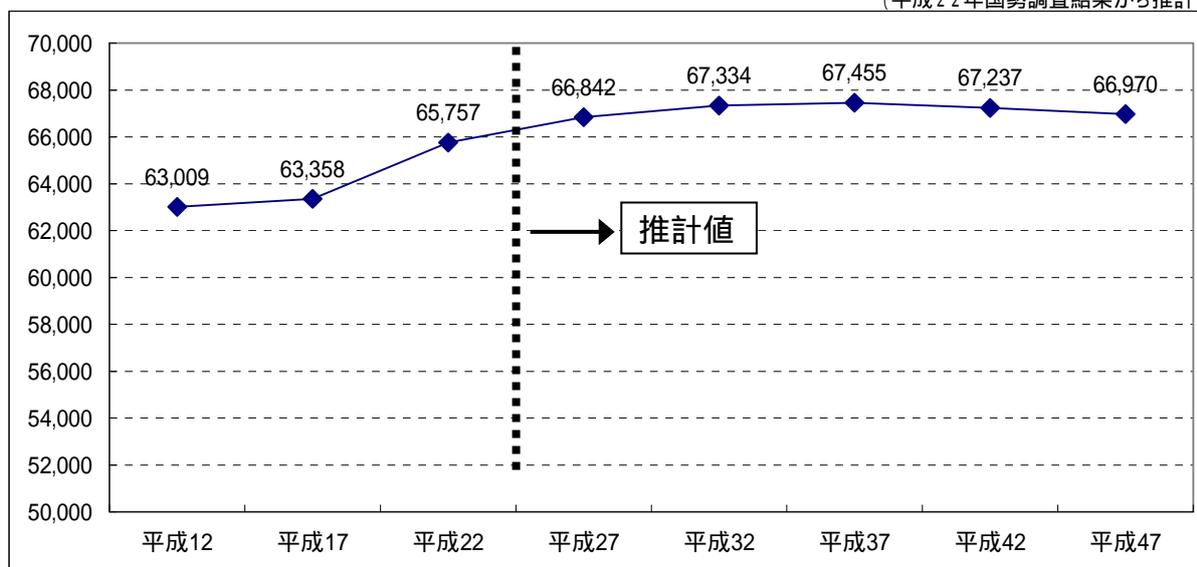
人口動向

人口総数

日本全体が人口減少の中、清須市の人口は微増すると見込まれるものの、平成37年をピークに、ゆるやかに減少していくものと予測される。

図1 人口見通し(清須市)

(平成22年国勢調査結果から推計)

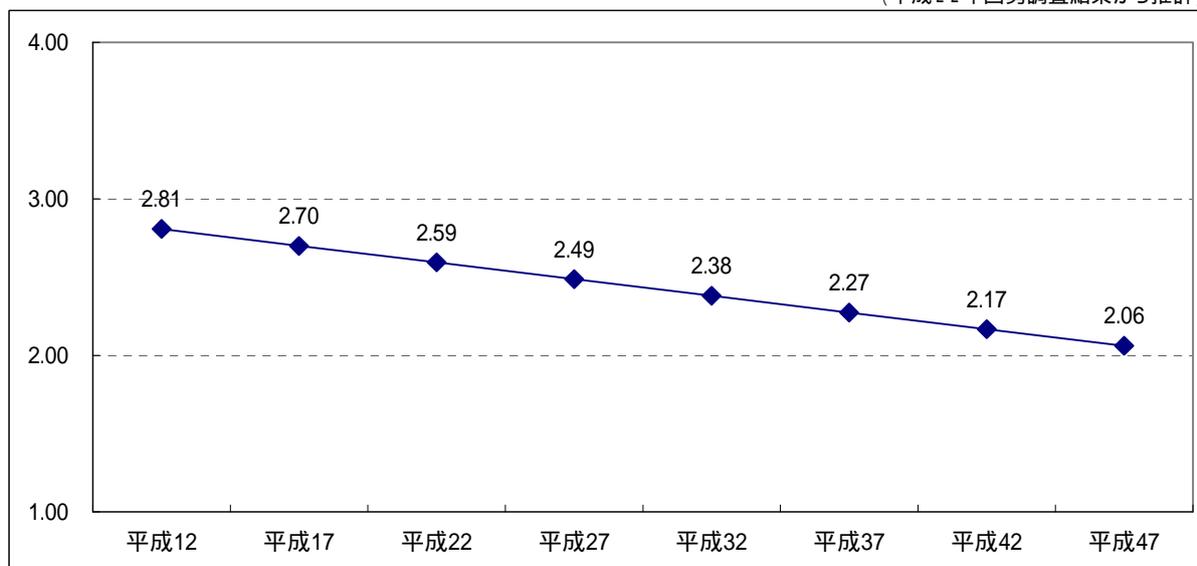


世帯の状況

1世帯当たり人員は、引き続き減少するものと見込まれ、核家族化が更に進展していくものと予測される。

図2 1世帯当たり人員の見通し(清須市)

(平成22年国勢調査結果から推計)



年齢別人口

65歳以上の老年人口は、団塊の世代がこの年齢層に移ってくることから、大きく増加することが見込まれる。

出産する年齢層にある女性数の減少から、出生数は減少すると考えられ、14歳以下の年少人口は減少するものと見込まれる。

15～64歳の生産年齢人口は、団塊の世代がこの年齢層から抜けていく減少分の一部を、人口移動（転入超過）による増加分が補うものの、ゆるやかに減少していくものと予測される。

表1 年齢（3区分）別人口の見通し（清須市）

	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)	平成37 (2025)	平成42 (2030)	平成47 (2035)
年少人口(0～14歳)	9,097	8,771	9,372	9,083	8,476	7,350	7,045	6,992
生産年齢人口(15～64歳)	44,047	43,113	42,792	41,978	42,210	43,343	43,138	42,161
老年人口(65歳～)	9,247	11,234	13,215	15,399	16,263	16,377	16,670	17,435
年齢不詳	618	240	378	382	385	385	384	382

図3 年齢（3区分）別人口の見通し（清須市）

(平成22年国勢調査結果から推計)

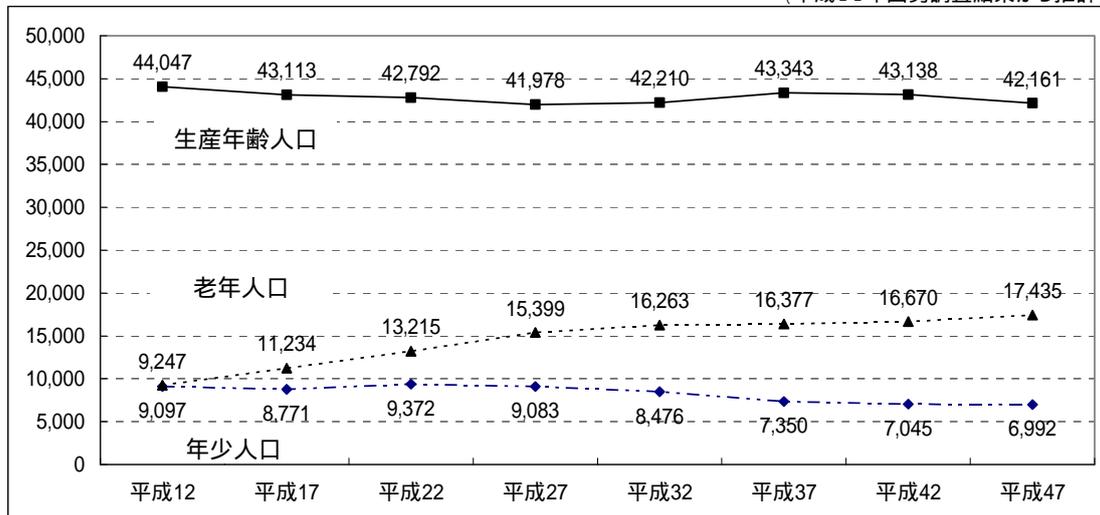
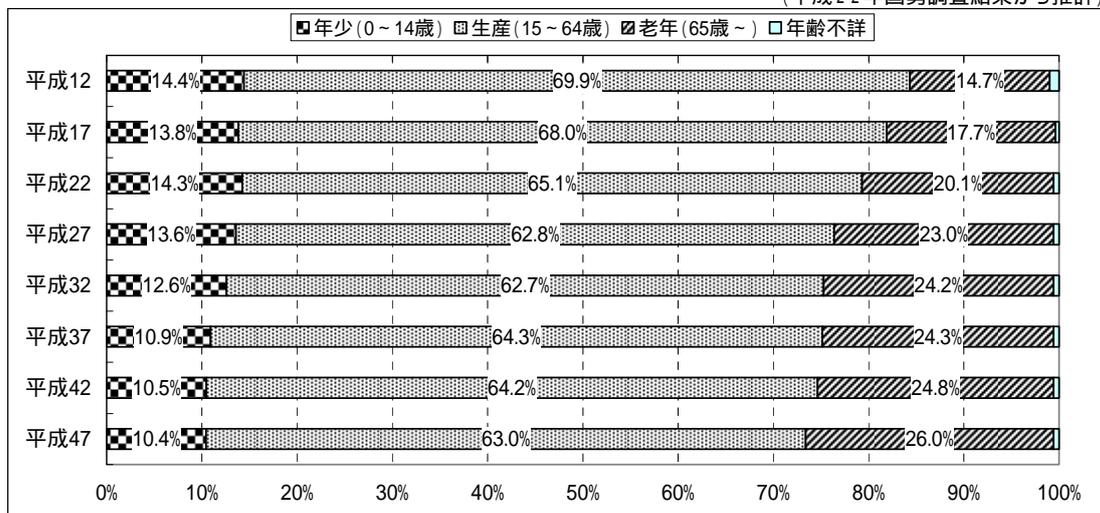


図4 年齢（3区分）別人口の割合の見通し（清須市）

(平成22年国勢調査結果から推計)



注) 年齢不詳があるため、総数は100%にならない場合がある。

経済、財政動向

経済動向

平成23年度の経済動向について（内閣府年央試算）抜粋

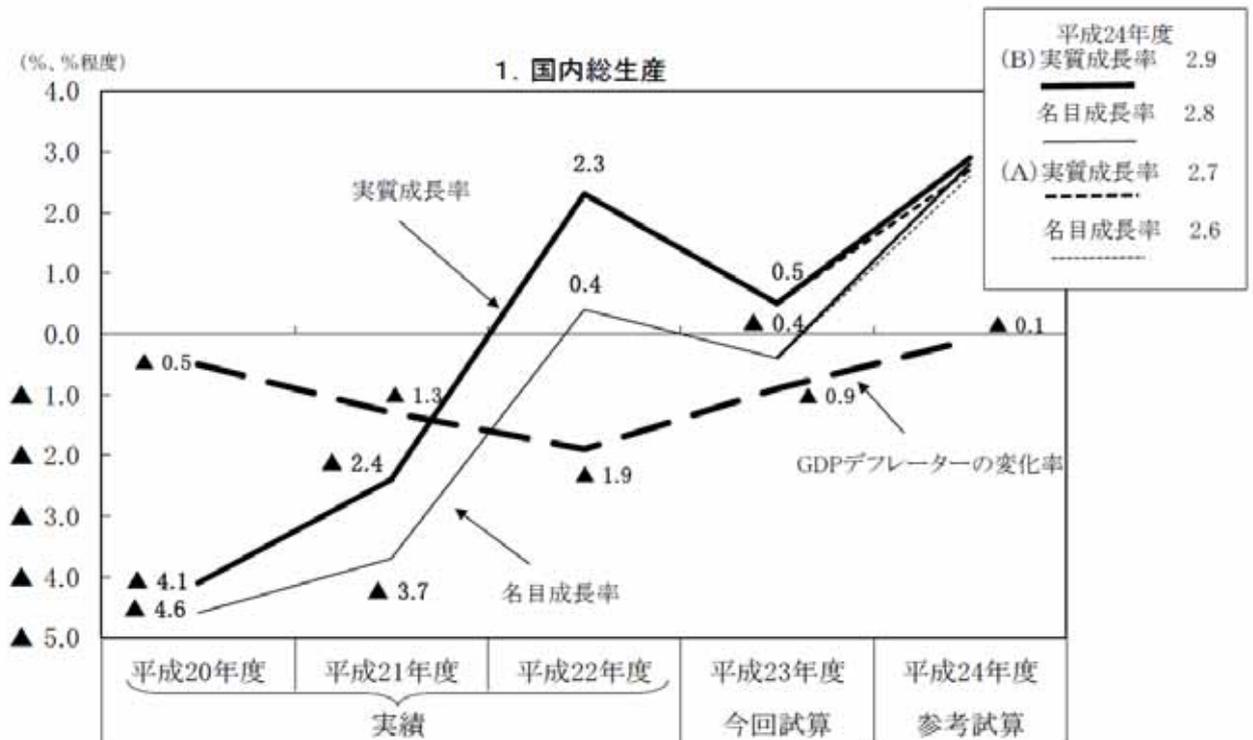
平成23年8月12日 内閣府

我が国経済は、東日本大震災の影響により1-3月期の実質GDPが大幅なマイナス成長。

今後、復興への取組が進む中で消費、投資は持ち直し、また輸出の増加も期待。

先行きについては、電力供給の制約やそれによるコスト上昇の影響、企業・人材が流出するリスク等に十分留意する必要がある。また、世界経済の不透明感の高まりや為替レートの変動が日本経済に与える影響を注視する必要がある。

主な経済指標

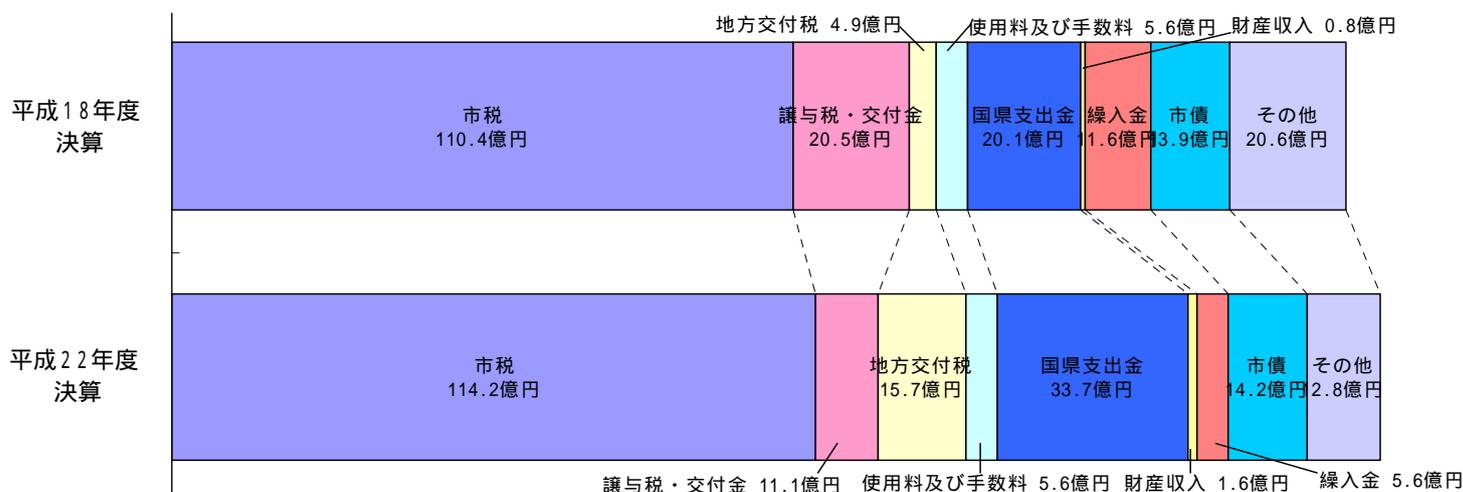


上記グラフの(A)は、東日本大震災に伴う復旧・復興対策のための時限的財源措置が、過去の歳出パターンを踏まえ5年間で行われる場合の試算結果を示す。

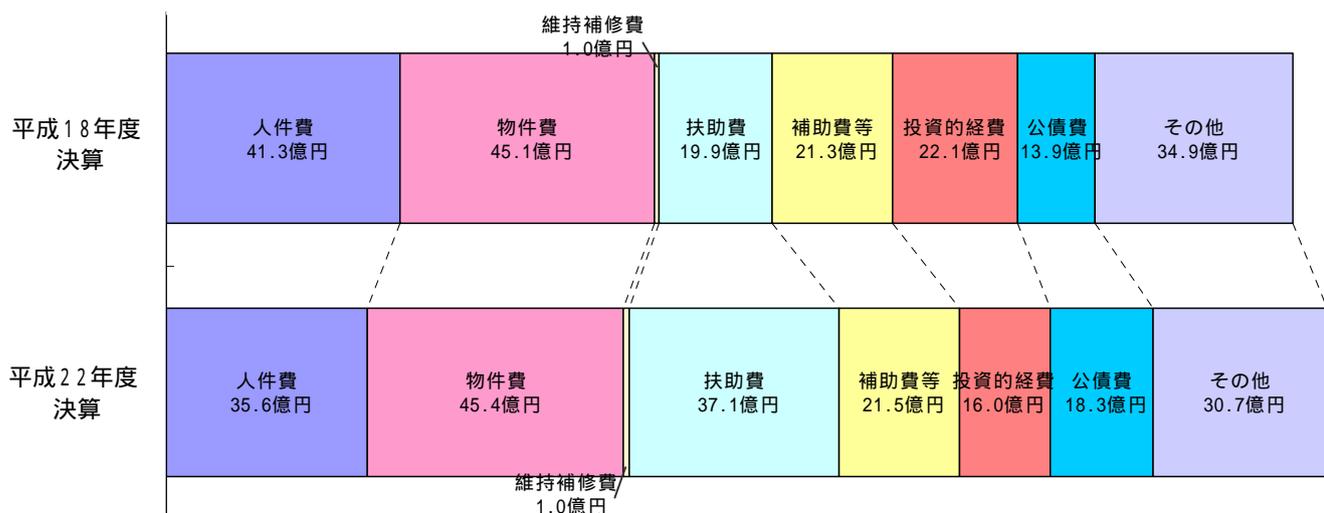
上記グラフの(B)は、東日本大震災に伴う復旧・復興対策のための時限的財源措置が、各年度均等に10年間で行われる場合の試算結果を示す。

清須市における財政動向（普通会計ベース 1）

歳入（ 2 ）



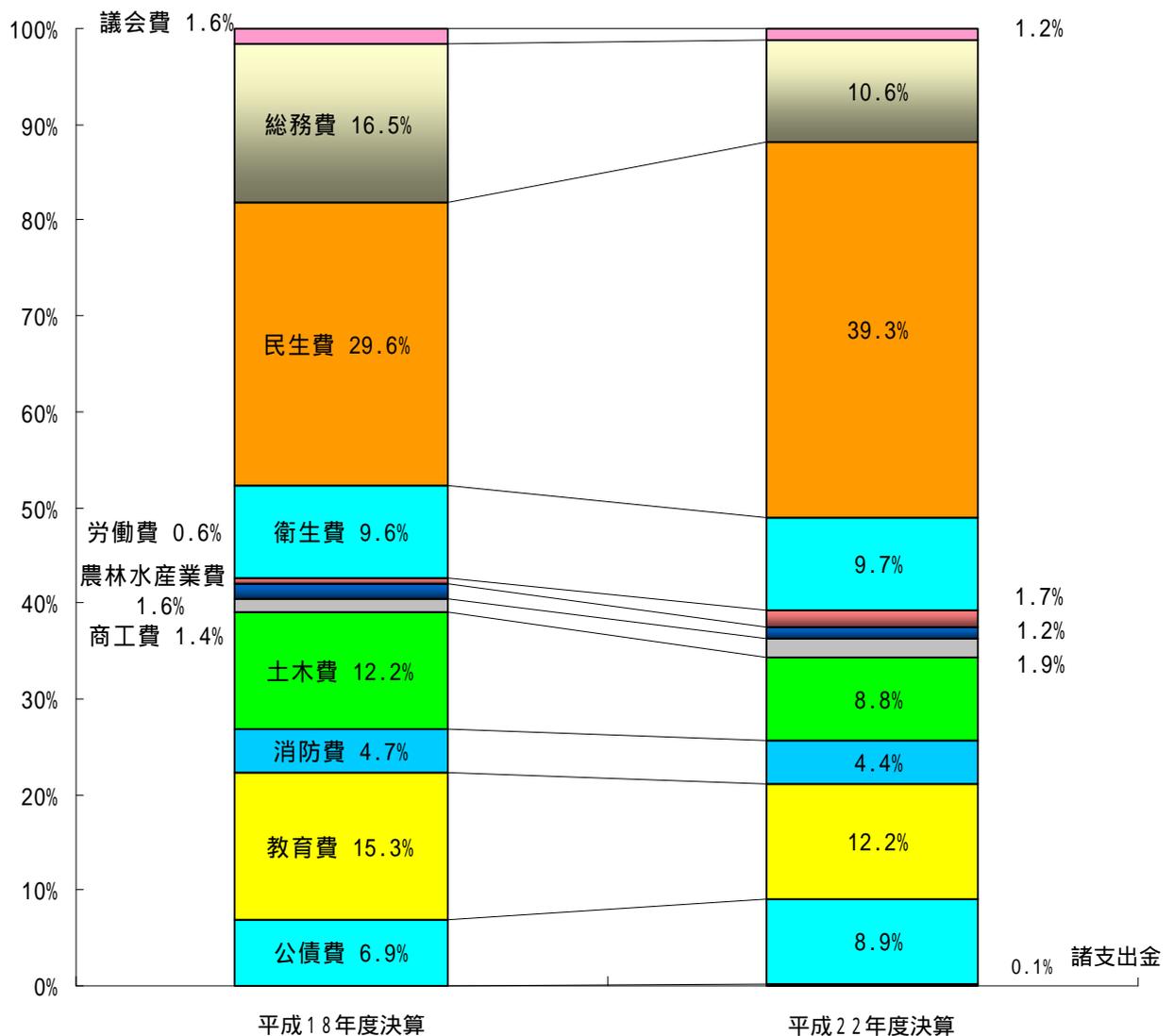
歳出（ 3 ）



- 1 普通会計...地方公共団体における地方公営事業会計（水道・国民健康保険・介護保険事業等の会計）以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。
- 2 市税 ...市民税・固定資産税・軽自動車税等
 譲与税・交付金 ...地方譲与税（国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税） 地方特例交付金等（特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金）
 地方交付税 ...地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために国が地方公共団体に対して交付する税

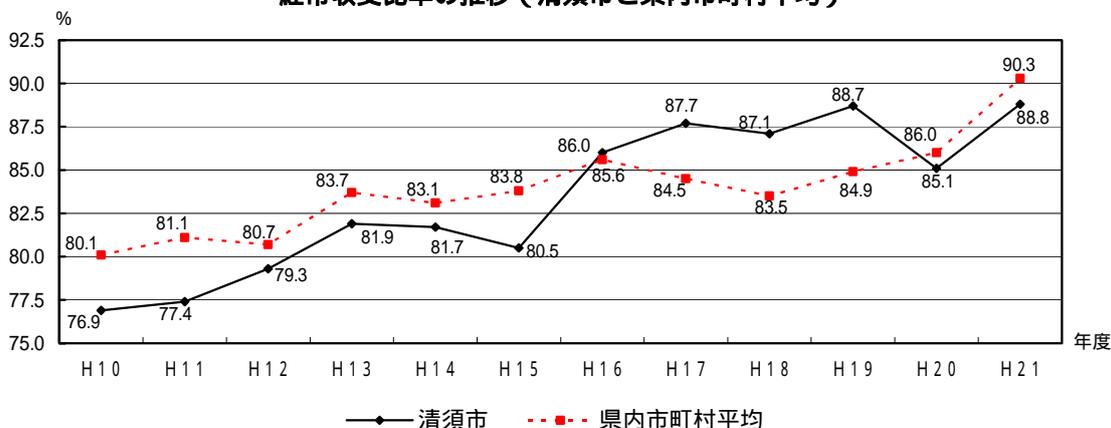
- 3 物件費 ...人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
- 扶助費 ...社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
- 投資的経費...道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費。
- 公債費 ...地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
- 平成18年度値には、旧春日町分を含みます。

歳出(行政目的に着目した歳出の分類)



財政硬直化の進行 ~ 上昇傾向にある経常収支比率 ~

経常収支比率の推移（清須市と県内市町村平均）



$$\text{経常収支比率} = (\text{経常経費充当一般財源額}) / (\text{経常一般財源収入額}) \times 100$$
 財政構造の弾力性を示す指標
 平成13年度から減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源に新たに追加

H10～17は西枇杷島町・清洲町・新川町・春日町の合算により算出、H18以降は清須市・春日町の合算により算出しました。

合併特例支援の終焉 ~ 普通交付税の合併算定替適用期間の終了 ~

普通交付税の合併算定替による増加額

区分	H17	春日町編入														
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
増加額	-	116	198	321	458	1,023	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459	1,313	1,021	730	438	146
合併算定替	59	116	198	321	458	1,246	1,897	1,897	1,897	1,897	1,897	1,751	1,459	1,168	876	584
一本算定	-	0	0	0	0	223	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438

(単位：百万円)

H24以降もH23と同等の財源不足があるものとして推計 → → →

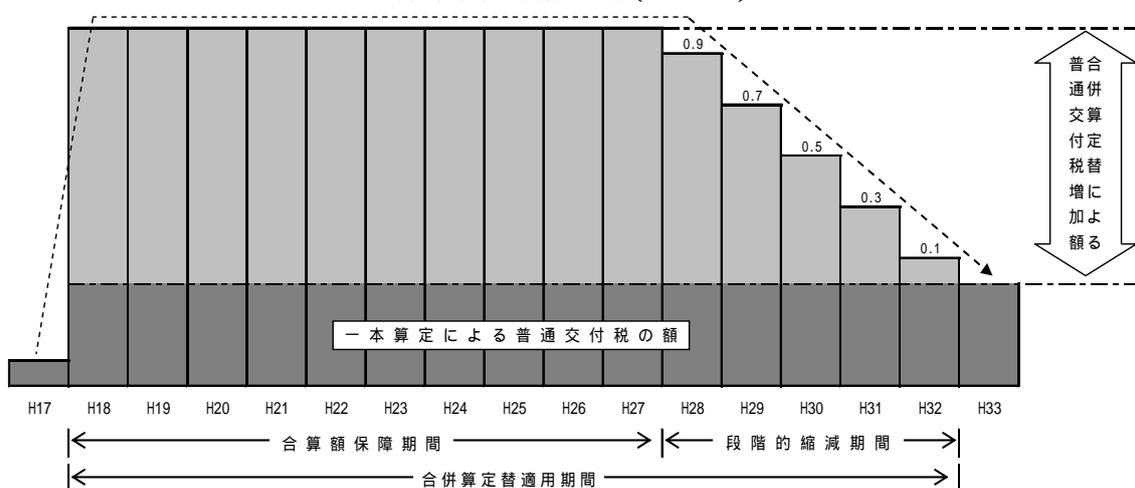
0.9 0.7 0.5 0.3 0.1

合併 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目 12年目 13年目 14年目 15年目

← 合算額保障期間 → ← 段階的縮減期間 →

← 合併算定替適用期間 →

普通交付税の合併算定替（イメージ）



平成18年度一般会計当初予算（総合計画策定前年度）との比較
清須市の財政状況を年収500万円の家計に例えると・・・

(単位:円)

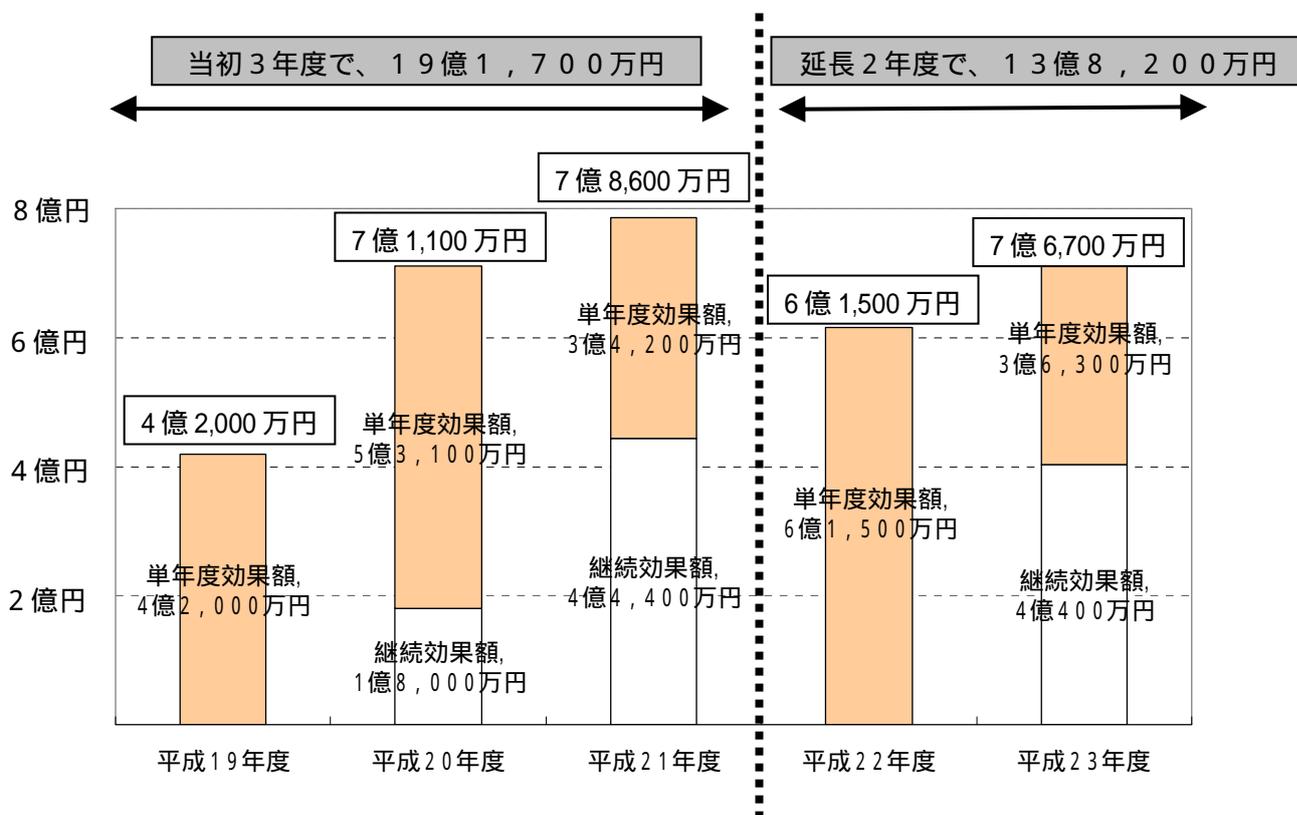
	平成18年度	平成22年度	主な内容	増減の主な要因
【収入】				
月収	309,000円	272,000円	市税など	景気後退による税収の減など
親からの仕送り	68,000円	114,000円	国・県支出金など	税収減に伴う普通交付税の増
ローンの借り入れ	40,000円	31,000円	市債などの借入金	
【支出】				
光熱水費・日用品費	105,000円	101,000円	物件費など	
食費(人にかかる経費)	89,000円	73,000円	人件費	行政改革による職員定数減
自宅の修繕費・増改築費	72,000円	40,000円	投資的経費	大規模事業完了に伴う減
親戚・友人への資金援助	48,000円	42,000円	補助費など	補助対象の重点化による減
医療費など	36,000円	81,000円	扶助費	少子高齢化による社会保障給付費の増
ローンの返済	29,000円	35,000円	公債費	大規模事業の実施に伴う増
家族への仕送り	28,000円	45,000円	他会計への繰出金	国民健康保険事業への繰出金の増
貯金	10,000円	0円	基金への積立金	
その他				
ローン残高	3,886,000円	4,138,000円	市債の未償還残高	
貯蓄残高	464,000円	647,000円	基金の残高	

平成18年度値には、旧春日町分を含みます。

5 行革効果額

集中改革プランの取組により、歳出の抑制、や歳入の確保を図り、取組を行わなかった場合と比較すると、以下の効果額を生み出すことができました。

年度ごとの行政効果額



〔行革効果額の積算方法〕

行革効果額は、原則として決算額で積算しています。なお、平成23年度分及び、予算削減に対する取組項目（枠配分型予算編成の導入）については予算額で積算しています。

取組により、次年度以降もその効果が継続する場合（職員定数の削減、補助金の廃止等）は継続効果額として計上しています。

効果額は、平成19～21年度分（集中改革プランの当初3年度分）と平成22・23年度分（集中改革プランの期間延長2年度分）に区分して計上しています。

各年度の行革効果額の算式は以下のとおりです。

<算式>

取組前の当該事業決算額 - 取組後の当該事業決算額 = 行革効果額

注) 行革効果額がマイナスとなる場合（歳入の増）は、プラスに読み替えます。

重点項目別の行革効果額

【当初3年度分（平成19～21年度）】

重点項目	行革効果額 (3年度分の合計額)	主な内容
行政体制の再構築	4億1,200万円	職員定数等の削減（一般会計のみ） 3億6,700万円 会計管理者制度の導入（収入役の廃止） 4,400万円
事務事業の再構築	3億300万円	市税前納報奨金制度の廃止 1億9,900万円 金銭的給付事業の見直し 7,800万円 自己負担のあり方見直し 1,800万円
公共施設の再構築	1億2,300万円	心身障害者通所作業所の統合 6,000万円 指定管理者制度の拡充（カルチバ新川） 3,200万円 スポーツ（プール）施設のあり方（にしび温水プールの休止） 2,300万円
財政システムの再構築	10億7,900万円	超過課税の実施 4億4,900万円 枠配分予算編成の導入 4億8,000万円
合計	19億1,700万円	

【延長2年度分（平成22・23年度）】

重点項目	行革効果額 (2年度分の合計額)	主な内容
行政体制の再構築	5億1,700万円	職員定数等の削減（一般会計のみ） 5億1,700万円
事務事業の再構築	4億2,900万円	金銭的給付事業の見直し 1,100万円 一部事務組合負担割合等の見直し 2億9,500万円 ごみ収集処理経費の見直し 7,600万円 し尿処理中継陸送料の見直し 4,700万円
公共施設の再構築	600万円	公共施設の統廃合に伴う廃止 (下河原保育園・にしび温水プール・寿荘・古城荘)
財政システムの再構築	4億3,000万円	遊休資産の売却 2億200万円 枠配分予算編成の導入 2億2,800万円
合計	13億8,200万円	

6 第2次行政改革大綱の策定に向けた基本的な考え方

構成、対象期間

行政改革大綱 … 平成24年度から平成28年度（5年間）

集中改革プラン … 平成24年度から平成26年度（3年間）

注1）ただし、本市を取巻く社会情勢等に著しい変化が生じた場合は見直し

注2）集中改革プランは、対象期間の満了に併せて社会情勢の変化などを見極めて計画延長すべきか、新たな集中改革プランを策定するのかを判断

重視する視点

現行の4つの視点を踏襲しますが、市を取巻く状況変化から内容を追記します。

第1次行政改革大綱（現行）	第2次行政改革大綱（改訂）
視点1 合併団体としての視点 旧3町合併による行政効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営を目指す。	視点1 合併団体としての視点 ・旧春日町との合併を考慮 ・公共施設のあり方基本方針に基づく施設再編を重点化
視点2 市民とともに築く行政としての視点 市民との協働による改革を目指す。	視点2 市民とともに築く行政としての視点 ・新しい公共の考え方を考慮
視点3 簡素で効率的な行政組織としての視点 職員定数及び組織機構の見直しを着実に推進し、簡素で効率的な行政組織の実現を目指す。 成果主義や能力主義に基づいた人事評価システムの構築、人材育成など、人事管理制度の改革を目指す。	視点3 簡素で効率的な行政組織としての視点 ・旧春日町との合併を考慮 ・人事評価制度の本格運用による人事管理制度を構築 ・国の政策、制度変更に対応した行政運営を意識
視点4 持続可能な財政運営としての視点 事務事業の抜本的な見直しを行うなど、財政の健全化と効率化を目指す。	視点4 持続可能な財政運営としての視点 ・「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択と集中による行政運営を意識 ・合併特例支援の終焉を意識

【参考】「新しい公共」のイメージ

出典：内閣府 平成22年3月25日 第4回「新しい公共」円卓会議 提出資料

「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。



基本目標

前記の4つの視点を念頭に置きながら、多様な角度から計画的かつ着実に行政改革に取り組むことにより、清須市総合計画における市の将来像「水と歴史に織り込まれた 安心・快適な環境都市」に向けた、まちづくりを推進します。

そして、これを実現するため、本大綱の基本目標を引き続き以下のとおり設定します。

行政改革大綱の基本目標

「市民の視点に立った、行財政システムと市民サービスの再構築」

サービスの顧客である市民の視点に立ち、市役所内部のシステム（仕組み）と市民サービスの再構築を図ります。

また、持続可能な行政経営のために新市役所づくりを目指します。

行政評価の活用

現役世代が減少し、社会保障関係費が増大する中、「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択と集中による行政運営が欠かせません。そこで、総合計画と連動した行政評価を行い、行政改革にも活用します。この行政評価では出来る限り目標値を設定するとともに、有識者の所見を記載するなど、外部の視点を評価に反映させて公表します。

また、市民の皆さんの目線により政策・施策設定の妥当性、有効性を検証するため、市民満足度調査を実施することを位置付けます。

〔新たなポイント〕

事後の行政評価を実施

行政評価には出来る限り目標値を設定

有識者の所見を評価書に記載し、外部の視点を評価に反映させて公表

2年に1回、市民満足度調査を実施

【参考】市民満足度調査

本調査は、市が行う施策に対して、市民の皆さまが現在どの程度満足と感じているか、そして、今後どれくらい重要と感じているかを統計的に整理することにより、今後の清須市のまちづくりに反映することを目的に実施します。

また、政策・施策設定の妥当性、有効性の検証及び政策単位の行政評価を行います。これまでに、2回実施しました。

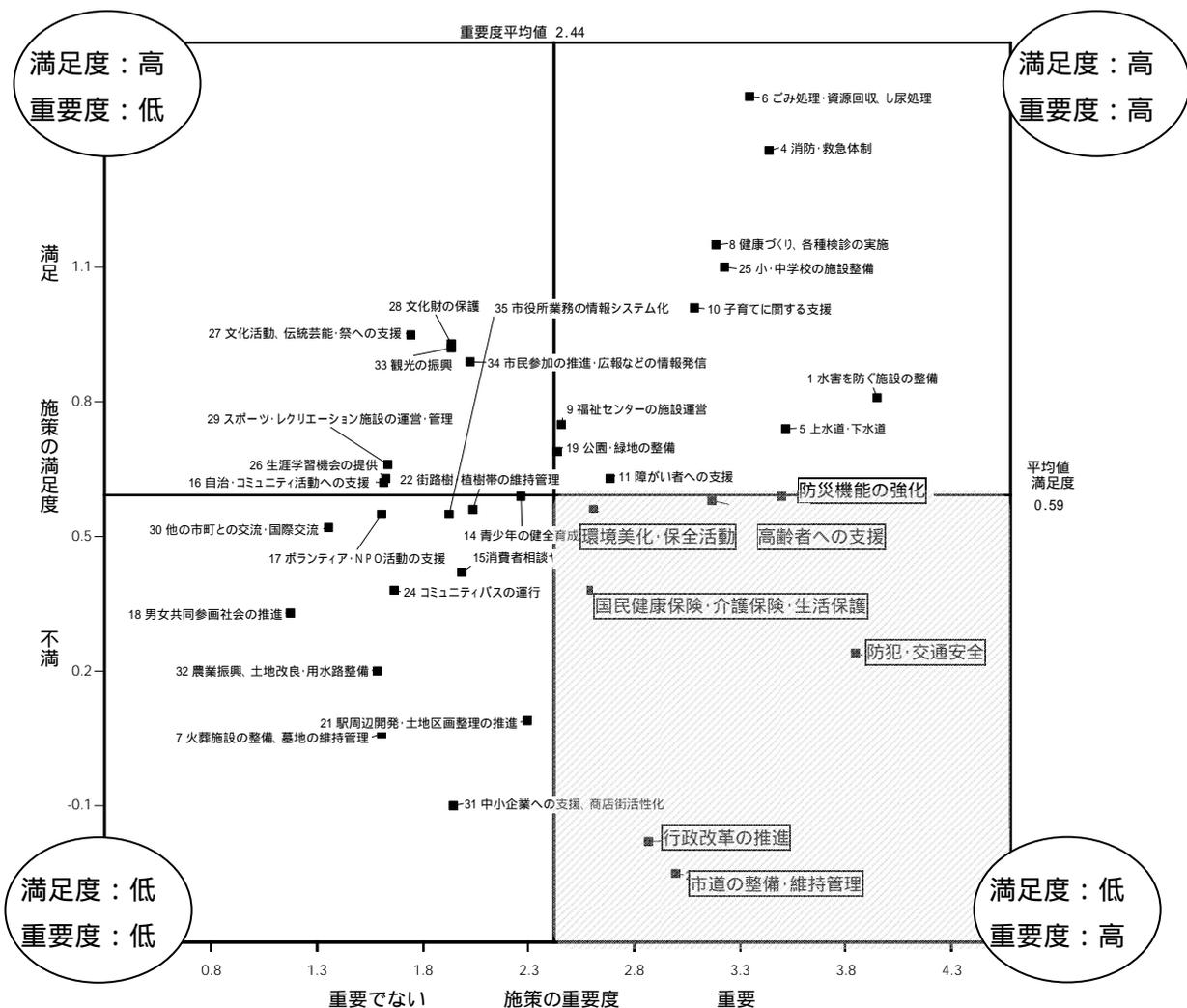
第1回調査

平成20年11月実施 調査対象4,000人 回収数1,672人(41.8%)

第2回調査

平成22年6月実施 調査対象4,500人 回収数1,808人(40.2%)

第2回調査結果(相関図)



7 見直しに向けた今後のスケジュール

本見直しのポイントを基に、そして、行政改革推進委員会のご意見を踏まえた上で、第2次行政改革大綱の中間まとめを作成し、パブリック・コメントを実施します。

〔パブリック・コメント実施概要〕

意見募集期間

平成24年 月 日() ~ 月 日()

公表資料

清須市第1次行政改革大綱の見直しのポイント(案)

第2次行政改革大綱の中間まとめ(案)

公表資料閲覧場所

公共施設14箇所

企画政策課(本庁舎)・西枇杷島支所・清洲支所・春日支所・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川体育館・新川福祉センター・にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島福祉センター・春日公民館

市ホームページ

清須市第1次行政改革大綱
見直しのポイント
平成24年1月

愛知県清須市役所 企画部 企画政策課
〒452-8569
愛知県清須市須ヶ口1238番地
TEL 052-400-2911(代表)